

「令和5年度第1回 江東区入札監視委員会 議事概要

【 開催日時 】

令和5年10月4日（水） 18時10分～20時25分

【 開催場所 】

江東区文化センター6階第5会議室

【 出席委員 】

一條義治（委員長）、芝田麻里（委員）、新井康友（委員）

【 事務局 】

総務部経理課長、経理課契約係長、契約係員2名

【 議 題 】

- 1 委員長の互選について
- 2 江東区の入札・契約制度について
- 3 契約にかかる不正行為等防止策の取組状況について
- 4 抽出案件の審議について

【 資 料 】

- 資料1 江東区入札監視委員会委員名簿
資料2 江東区の契約方法
資料3-1 令和4年度 入札・契約状況（総括）
資料3-2 令和4年度 契約締結一覧
資料4-1 契約にかかる不正行為等防止策の取組状況
資料4-2 令和5年度 希望型指名競争入札結果一覧
資料5 抽出案件の審議について（案）

【 議事内容 】

議事内容

1 委員長の互選について

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
○ 委員の互選により、一條義治委員を委員長と決定した。	—

2 江東区の入札・契約制度について

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
—	○ 設置後初の委員会であるため、資料2・3-1・3-2に基づき、本区の入札・契約制度について説明した。次回以降、資料3-1（総括）と3-2（契約締結一覧）の様式を用いて、半期ごとの入札・契約状況を報告していく。
○ 物品については、令和5年度から希望型指名競争入札を導入したとのことだが、工事についてはいつ、どのような理由で導入したのか。	○ 工事については、従前より希望型指名競争入札を行っていたところ、平成8年度頃より一部を対象に制限付一般競争入札を導入した（本格導入は平成19年度）。
○ 希望型指名競争入札の導入に対する業者の反応はどうか。	○ 区が入札に参加する業者を指名する指名競争入札とは異なり、希望型指名競争入札では、受注意欲のある案件に申し込むことができるため、業者側にもメリットがある。
○ 業者の受注意欲を反映させる観点から、予定価格1,000万円未満の工事についても、希望型指名競争入札を導入するという考えはあるか。	○ 予定価格1,000万円未満の工事は件数が少なく（令和4年度11件）、現時点で入札方法を見直す予定はない。一方で建設業界からは、総合評価方式の対象（予定価格3,000万円以上）を予定価格の低い工事にも拡大するよう要望されており、今後、見直しの検討が必要と考えている。
○ 物品において、令和5年度から希望型指名競争入札案件の一部で行っている予定価格の事前公表は、秘密情報を不正に入手しようとする働きかけの防止に有効と考えるが、今後、さらに公表の対象を拡大していく考えはあるか。	○ 工事と異なり、物品は発注を毎年度行う案件が非常に多く、予定価格を一度公表してしまうと、翌年度以降の予定価格を類推されやすいという懸念がある。そのため、予定価格公表の対象拡大については、令和5年度に実施した事前公表の影響等を検証しながら、慎重に検討していく必要がある。

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
○ 資料3-1の総括表に記載の平均落札率について、予定価格を公表していない物品についても、審議内容充実のため委員会に提示したとの説明であったが、特段の支障がなければホームページ等にも掲載して、一般向けに公表をしてはどうか。	○ 物品については、一部の案件を除いて予定価格を公表していないため、個別の案件の落札率を記載することはできないが、平均落札率については、契約の透明性を一層向上させる観点から、区ホームページで公表することとしたい。
○ 資料3-2の契約締結一覧のボリュームが非常に大きいですが、他自治体でこのような情報を公開している事例はあるのか。	○ 本区と同様にすべての契約を一覧にしている自治体は他にもある。入札結果については、区役所の情報公開コーナーに配架しており、それらを一覧表としたものが資料3-2である。
○ 契約の透明性を高めるため、公開範囲を拡大することも大切だが、契約事案によっては個人情報保護等の観点から、該当する情報を非公開にすることもあると考える。資料3-2(契約締結一覧)のうち、業者名が「(非公開)」と表示されているものがあるが、その理由は。	○ DV防止法等の趣旨を踏まえ、契約の相手方の名称や住所を公開することで、サービスを利用する区民等に危険が及ぶ可能性がある案件については、情報公開コーナーの入札結果の配架の対象外としていることから、資料3-2にも「(非公開)」と表示している。

3 契約にかかる不正行為等防止策の取組状況について

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
—	○ 資料4-1・4-2に基づき、令和4年7月に発生したあっせん収賄事件を受け策定した「契約にかかる不正行為等防止策」のうち、本委員会の設置も含めた、契約制度の見直しの8項目について、現在までの取組状況を説明した。
○ 管理職を対象に行われた職員倫理研修はどのような内容であったか。	○ 契約に限らず、様々な場面で発生するリスクの実例や対応を学んだ。また、自部署でのコンプライアンス行動計画を作成する実習も行われた。

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
<p>○ 資料4-2の3ページ、庭園・緑地管理のNo.26「豊洲・東雲・新木場地区公園緑地等管理委託」の落札率が29.99%となっているが、このように応札額が極めて低い場合、経理課として評価や分析などを行っているのか。</p>	<p>○ 予定価格に対して応札額が極めて低い場合は、応札業者にヒアリング等を行い、仕様書の理解に誤認がないか、確実に履行が行えるのかなどを確認した上で、契約を締結している。</p>
<p>○ 建物清掃の契約は、安定的な業務の履行や従事者の雇用継続の観点から、履行成績が良好であれば、希望型指名競争入札の翌年度以降、何年かを特命随意契約とすることが適当と考えるが、江東区における取扱いは。また、履行成績の状況により、同一業者で契約を更新している契約は他にもあるのか。</p>	<p>○ 一部を除く建物清掃の契約は、履行成績が良好であれば、希望型指名競争入札（令和4年度までは指名競争入札）の翌年度は特命随意契約とし、2年連続で受注することが可能となっている。また、公募型プロポーザル案件については、2年目以降は特命随意契約とすることにより、初年度を含めて最大3年連続の受注が可能である。</p>
<p>○ 特命随意契約で次年度の契約を更新する際に、契約金額が著しく上昇するといったケースはあるのか。</p>	<p>○ 更新の際の契約金額は初年度と原則同額としている。ただし、最近の物価高騰の影響を鑑み、金額の根拠の確認などを行った上で個々に判断をし、契約金額を見直すケースも出てきている。</p>
<p>○ 初年度は希望型指名競争入札や公募型プロポーザル方式で業者を決定した案件について契約を更新する場合、履行成績評定の方法にばらつきがないか、また、契約金額が適切に設定されているか、資料の提出を求めたい。</p>	<p>○ 資料を準備し、次回の委員会で報告を行う。</p>

4 抽出案件の審議について

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
—	○ 次回の委員会より行う抽出案件の審議について、案件の抽出方法やスケジュールの事務局案を、資料5のとおり提案した。
○ 委員が行う抽出にあたり、すべての案件について、前回の入札参加者数や落札率を表示することはできないのか。	○ 工事は基本的に単発の契約であり比較ができないこと、物品については入札結果を1件1件比較しながらの作業になるため、すべての案件に前回落札率を表示することは困難であるが、対象を20件から30件など、一定程度絞り込んだ上であれば、落札率を表示することは可能である。ただし、物品については原則予定価格を公表していないため、落札率の表示は委員会限りとなり、一般には非公開。
○ 特に物品においては、特命随意契約の割合が高くなっているが、これらの案件は抽出案件審議の対象外となるのか。	○ 区が行うすべての契約が本委員会の審議の対象であり、特命随意契約の案件を抽出して、審議を行うことも可能である。
○ 事務局案のとおり、工事3件、物品3件を必ず抽出しなくてはならないのか。	○ 案件の抽出方法や件数については、委員会で決定するものであり、事務局案に沿う必要はない。工事のみ、物品のみを抽出することも可能である。
○ 各委員が専門性を発揮しながら審議を行い、入札・契約制度の改善に繋げていくためには、案件をランダムに抽出するのではなく、検討課題を設定して契約案件を抽出する方法が望ましい。そのため、次回は、令和5年度から物品に導入された希望型指名競争入札案件の中から抽出を行い、成果と課題を洗い出していくこととしたい。	○ 委員会決定のとおりとし、資料の準備等を進めていく。

5 その他

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
—	○ 次回、令和5年度第2回の本委員会は、1月下旬に開催する。 ○ 審議内容は、上半期の入札・契約状況、抽出案件の審議、新年度に向けた入札・契約制度の見直しの報告などを予定している。